

- (26) 桿 校訂本は「捍」とするも「桿」の誤りか。
- (27) 片刀 長い柄の先に長い刀身をつけた大刀の一種。
- (28) 藤牌 藤でできた楯。
- (29) 撩鈎 撩鈎。船上の武器の一種。長さ一丈五尺の柄に三つのかぎの手がついたくまで状のもの。敵船を引き寄せたりする〔武備志〕卷一一七、船上利器。
- (30) 鈎鎌 船上の武器の一種。長さ一丈五尺の柄に一つのかぎの手がついたくまで状のもの。用途は注(29)に同じ。
- (31) 桿 校訂本は「捍」とするも「桿」の誤りか。
- (32) 箭頭五枝 矢五本のことか。
- (33) 火缶 火器(兵器)の備品の一つで、火器使用の際、火を貯えておくものと思われる〔武備志〕卷一三一、火器図説一〇。
- (34) 葉角 不詳。葉は火薬のこと。銃砲に火薬をこめる備品か。
- (35) 鉛子 銃砲の弾。
- (36) 砂子 砂、小石。
- (37) 三鬚鈎 不詳。鈎の一種。
- (38) 梁得志 一六八四―一七二八年。久米村梁氏(阿嘉家)四世。外間親雲上〔家譜(二)八三三頁〕。
- (39) 報称するに拠るに 都通事及び難人の報称は「切かにおもうに」から注(41)まで。
- (40) 一更の時候 約二時間。
- (41) 等の由あり 注(39)の報称の終り。
- (42) 司贍養大使 遭難者の救護をつかさどる官か。

2-09-13

世曾孫尚敬の、漂流の兵士を送還するため都通事毛士達等を遣わすむねの執照(一七一八、九、□カ)

琉球国中山王世曾孫尚(敬)、飄風の難人を解送して以て部文内の奉旨の事理に遵う事の為にす。

切照するに、康熙五十七年正月初五日、浙江寧波府定海鎮の兵船一隻、坐船の百総王拱等人数四十二名は風を被り飄して琉球国の属島太平山に至る。巖に撞りて撃碎せらる。本島の地方官、即ち土民を發して、四十二名並びに随帶の軍器等の物を撈救す。□呈報す。即ち難人四十二名をして本年四月に于て中山泊村地方に解移し、便ち以て館に發し安挿して糜餼・衣服等の項を給与す。仍お官に委ね照料して贍養せしむ。内、百総王拱一名は、六月初五日に于て館中に在りて病故する外、四十一名は隨うに撈萃せる軍器等の物を將てす。特に都通事毛士達・副通事梁得志等を遣わし、海船一隻に坐駕して、梢役四十五名を率領せしむ。本年閏八月初十日に于て那覇港に在りて開船す。馬園山に到り泊船す。十一日の午間、忽ち颶風に遇い、船を將て打ちて港外の山辺に至る。石頭の上に在りて擱住、夜間、船中の人数俱に水に浮かび涯に上る。時に難人四名、鄒凱・胡璉・方榮・唐得勝、彝官副通事一員梁得志、並びに彝梢二名、共に計うるに七員名、失水し身故す。その外、就に工曹をして船隻を大修せしむ。仍お都通

事毛士達等を遣わし、實在する難人三十七名及び兵器等の物を將て、咨文を齎捧し、福建等処承宣布政使司に解送せしめんとす。

茲に所拠の差去する員役は若し文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此の為に理として合に執照を給發して以て通行に便ならしむべし。今、王府の義字第一百零五号半印勘合の執照を給して都通事毛士達等に付し収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実^もに遇わば即便^{ただち}に放行し、留難し遅悞するを得しむる母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

一、難人三十七名 管船捕盜王金枝

管隊王斌 管隊朱大勇

謝凱 施大勇 羅陞 羅容

陳世達 葛信 沈時周 余宗備

徐定 徐得甫 朱太華 戴倍

陳之仁 魯得明 禹鼎 李升

何德 伝万正 高九盛 林遇春

林文 栢有功 李振□ □忠

王三才 王文 □榮 王永昌

白耿光 駱大雄 羅茂德

夏士可 張世勳 王□^②

一、撈拳の軍器二十九件 大小旗六面

大炮四位 百子砲九位 鎗炮、共に二十七桿^③
腰刀四十四把 片刀四把

藤牌四面 檠鈎五桿^④ 鈎鎌一桿^⑤

箭頭五枝 火缶六個 藥角十九個

火藥缶一個 火藥四觔一十四兩

鉛子五百二十三個 砂子一包

鉄鎌二把 三鬚鈎一個 鎌刀三把

一、破船の碎板の燒毀して揀取せる鉄釘七百二十觔

王府の差官 都通事一員 毛士達 跟伴四名

司贍養大使一員 全文亨 跟伴四名

管船夥長・直庫二名 鄭□□

水梢三十五名

右の執照は都通事毛士達等に付す。此れを准ず^⑥

康熙五十七年（一七一八）九月□日給す

注 (1) 工曹 當繕を担当する役所。船手座のことか。

(2) 王□ 校訂本ではこの下に不明字が三字分あるが、王□までで三十七名であり、底本の台湾本では破損としてるのでその部分に人名が記されているかどうかはわからない。

(3) 桿 校訂本は「捍」とするも「桿」の誤りか。

(4) 桿 校訂本は「棹」とするも原文は「桿」。

(5) 桿 校訂本は「捍」とするも「桿」の誤りか。

(6) 右の執照は：以下、校訂本では脱文。執照の形式から推定し、

補った。

2-09-14

世曾孫尚敬の、進貢の表（一七一八、九、一七）

琉球国中山王世曾孫臣尚敬、誠惶誠恐、稽首頓首して、謹んで表を奉りて上言す。

伏して以うに、皇凶永く固く、万年の暦数の長きを緝ね、帝沢広く敷き、一統の車書の盛んなるを覩る。五瑞を輯班して、咸有道の聖人を瞻み、玉帛万方よりして、共に太平の天子を仰ぐ。明良交々泰り、遐邇心を傾く。

恭みて惟うに、皇帝陛下、道は堯・舜より高く、功は湯・文より邁ぐ。一十六字の心伝は、惟れ精惟れ一。億万千年の治統は、丕いに顕らかに、丕いに承く。臣敬、蛟宮に僻処し、虎拜するに由末し。夙に照臨の徳を荷い、敢えて覆載の恩を忘れんや。謹んで貢期に遵い、特に陪臣向秉乾・楊聯桂等を遣わして、遠く大海を渉り、虔んで土物を齎らし、肅んで芹私を表わさん。

伏して願わくは、乾行息まず、睿算無疆にして、百王の心を綜べて心と為し、常に玉燭を調え、千聖の治を取って治と為し、永に金甌を固くせんことを。則ち陽和は地に布き、山川は錦繡となり、醴泉は芝草と与に偕に生ぜん。而して瑞氣は天に麗き、社稷

は光輝あり、景星は慶雲と同に並び見われん。臣敬、天を瞻み聖を仰ぎて激切屏宮の至りに任うる無し。謹んで表を奉り進貢して以て聞す。

康熙五十七年（一七一八）九月十七日

注*安藤信広『歴代表文集』注釈(三)（沖繩文化研究）15、一九八九年

を参照。『清実録』康熙五十八年十一月丙申の条にこの入貢の記事がある。

- (1) 曾 校訂本では「會」とするも誤り。
- (2) 帝沢 天子のめぐみ。
- (3) 虎拜 虎のようにひれ伏す拝礼。臣下が君主に謁見する礼をいう。
- (4) 末し 「末」の字、校訂本は「末」とするも「末」の誤り。
- (5) 照臨 高所から四方を照らす。天子が天下を治めるにいう。
- (6) 陽和 のどかな春の氣候。

2-09-15

世曾孫尚敬より礼部あて、進貢の咨（一七一八、九、一七）

琉球国中山王世曾孫尚（敬）、進貢の事の為にす。

切照するに、敵国は海壤に僻居し、世々天朝の隆恩に沐す。貢典に遵依し、二年に一貢す。敢えて期を愆えず。茲に康熙五十七